

厚生労働省神奈川労働局発表  
平成26年10月30日

担 当	神奈川労働局雇用均等室
	室長 白髭かすみ
	地方育児・介護休業指導官 浦田 恵
	電話 045-211-7380

## 改正パートタイム労働法（平成27年4月1日スタート）

等の説明会を開催します。

- 平成27年4月1日、改正パートタイム労働法等が施行されます。
- 神奈川労働局（局長 水野知親）では、改正のポイント等について説明会を開催します。

### 1. パートタイム労働法の改正のポイント

- (1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- (2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- (3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設
- (4) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

### 2. 説明会について

日時：平成26年11月28日（金） 14:00～16:10

場所：ワークピア横浜（横浜市中区山下町24-1） → 詳しくは<裏面>

### 3. 個別相談会（パートタイム労働法関係）

説明会閉会后

※パートタイム労働法の対象となるくパートタイム労働者（短時間労働者）とは「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」のことです。

事業主のみなさまへ！

神奈川労働局主催  
説明会を  
開催します！

2015年4月1日スタート  
パートタイム労働法  
等の改正について

パートタイム労働法の改正の経緯、改正ポイントについて

**厚生労働省雇用均等・児童家庭局**

**短時間・在宅労働課 宿里 明弘課長**（予定）

が解説します。

労働条件通知  
書の改定が  
必要？

○「短時間労働者用のモデル労働条件通知書」も平成27年4月1日から改正されます。

職務評価  
って？

○職務の大きさを比較し、その職務に従事する労働者の待遇が、職務の大きさに応じたものとなっているかどうか、現状を把握することをいいます。

日時 平成26年11月28日（金）

無料

説明会 14:00~16:10

個別相談会 説明会閉会后

場所 ワークピア横浜（横浜市中区山下町24-1）

対象 企業の人事労務担当者等

定員 350名

先着順

※新たな「くるみん認定制度」の創設

パートタイム労働者の「職務評価のポイントと活用」についても説明します。

お問合せは

神奈川労働局 雇用均等室まで！

（電話）045-211-7380